

東海村空家・空地バンク物件登録カード

新規・変更

太枠内のみ記入してください。（登録変更の場合は変更箇所のみを記入してください。）

		物件登録番号		第	号
所有者	氏名	ふりがな			
	住所	〒 ー			
	自宅電話				
	携帯電話				
	FAX番号				
	Eメール				
売却又は賃貸の別	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ どちらでも可				
売却希望価格	円		賃貸希望価格	円／月	
空家・空地の所在地	東海村				
空家・空地の概要	都市計画の区域		☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		
	構造		☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他()		
	改修の履歴		☐ あり ☐ なし		
	敷地面積		m ²		
	床面積	1 階	m ²		
		2 階	m ²		
		(階)	m ²		
		計	m ²		
建築年		年 月			
設備状況	電気	☐ 引き込み可 ☐ 引き込み不可 ☐ その他()			
	ガス	☐ プロパンガス ☐ その他()			
	風呂釜	☐ ガス	☐ 灯油	☐ 電気	☐ その他()
	水道	☐ 上水道	☐ 井戸	☐ その他()	
	下水	☐ 下水道	☐ 浄化槽	☐ 汲取り	
	トイレ	☐ 和式	☐ 洋式		
	駐車場	☐ あり(台)	☐ なし		
	庭	☐ あり	☐ なし		
	その他				
特記事項					

間取図

☐別添（コピー可）

案内図

☐別添（コピー可）

備考 東海村空家・空地バンクに登録ができる空家・空地は、次のとおりです。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 賃貸の用に供している空家等

イ 登記されていない又は登記情報が現況と一致していない空家等

ウ 分譲を目的としている空家等

エ 相続登記が完了していない空家等

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が所有権その他の権利を有する空家等

カ その他村長が不適当と認める空家等
- (2) 空地 現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）良好な管理状態にある宅地（土地の不動産登記における表題部地目が宅地に限る。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 賃貸の用に供している宅地

イ 登記されていない宅地

ウ 分譲を目的としている宅地

エ 相続登記が完了していない宅地

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が所有権その他の権利を有する宅地

カ その他村長が不適当と認める宅地

村記入欄	受付日	年	月	日	現地確認日	年	月	日
	宅地建物取引業者決定日	年	月	日	登録日	年	月	日
	有効期限	年	月	日	登録変更日	年	月	日
	登録抹消日	年	月	日	☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 ☐ その他			